

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや  
 基本目標 1 いつでも健康

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	平成30年度 計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画																								
					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">H30 年度</td> <th colspan="2">目標</th> </tr> <tr> <th>受診者数(人)</th> <th>受診率(%)</th> </tr> <tr> <td>特定健診</td> <td>812</td> <td>34.0</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診(胃透視)</td> <td>150</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診(内視鏡検査)</td> <td>460</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>560</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>560</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>640</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>500</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>180</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>骨密度測定</td> <td>100</td> <td>6.8</td> </tr> </table>				H30 年度	目標		受診者数(人)	受診率(%)	特定健診	812	34.0	胃がん検診(胃透視)	150	3.2	胃がん検診(内視鏡検査)	460	9.9	肺がん検診	560	12.1	大腸がん検診	560	12.1	乳がん検診	640	22.1	子宮頸がん検診
H30 年度	目標																															
	受診者数(人)	受診率(%)																														
特定健診	812	34.0																														
胃がん検診(胃透視)	150	3.2																														
胃がん検診(内視鏡検査)	460	9.9																														
肺がん検診	560	12.1																														
大腸がん検診	560	12.1																														
乳がん検診	640	22.1																														
子宮頸がん検診	500	15.0																														
前立腺がん検診	180	11.2																														
骨密度測定	100	6.8																														
(1) 健康の保持・増進	① 健康診査	生涯にわたって健康を維持できるよう定期的な健康診査の受診を促進します。また、心臓病・脳卒中などの生活習慣病の早期発見や重症化予防、健康増進のために、集団検診、個別健診、がん検診を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診は、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者</li> <li>がん検診は40歳以上(子宮頸がんは20歳以上・乳がんは40歳以上)の住民</li> <li>婦人がん(乳・子宮頸)検診は2年に1回の受診</li> <li>前立腺がんは、50歳以上の男性、骨密度測定は、40歳から5歳さざみで70歳までが対象となっている。</li> </ul>	健康・こども課(健康づくり係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子宮頸・乳がん健診の受診率                      受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100</li> <li>・住民の検診受診機会拡大のため、平日の健診日程の指定をやめ、平日は原則すべての日程で健診を行う。</li> <li>・血圧・血糖・資質項目が受診勧奨判定値以上の人へ、紹介状を作成し医療機関へつなぐ。</li> </ul>																											
	② 健康相談	集団及び個別の健康相談を実施することで、住民一人ひとりに健康に関心を持ってもらい、健康づくりを支援します。健康診査の結果に基づいて個別の説明や相談に応じ、保健師や管理栄養士などによる保健指導を行います。また、健康教室などでも健康相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師などによる集団及び個別の健康相談、保健指導を実施します。</li> <li>・からだ、ゲンキ！教室やみんなどで元気になろうや！講座などで健康相談を実施します。</li> </ul>	健康・こども課(健康づくり係)	<p>健康相談</p> <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>66</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加人員(人)</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康相談教室で健康相談を実施する。</li> </ul>	平成30年度	目標	実績	実施回数(回)	66		参加人員(人)	1,500																			
	平成30年度	目標	実績																													
実施回数(回)	66																															
参加人員(人)	1,500																															
③ 健康教育	高齢者が疾病予防の重要性を正しく理解し、自主的に健康づくりに取り組むようテーマを設けて、各種教室や講演会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病予防や健康づくりに対する意識づけや啓発のため、各種教室や講演会を実施します。</li> <li>・高齢者が自分に合った健康づくりを自主的に実践できるよう、生活習慣病を中心とした教室や講座を実施します。</li> </ul>	30歳以上の住民(教室によって年齢制限有り)	健康・こども課(健康づくり係)	<p>健康教育</p> <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>参加人員(人)</td> <td>2,220</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・からだ、ゲンキ！教室 年40回</li> <li>・健康講演会(おのむら先生) 年1回</li> <li>・健康講演会(食進会) 年1回</li> <li>・みんなで元気になろうや！講座 1コース5回(年2コース)</li> <li>・ふれあいクッキング 年2回</li> <li>・Men'sクッキング 年2回</li> <li>・出前講座 申込があれば随時</li> <li>・特定保健指導対象者と重症化予防対象者に個別の案内を送付する。</li> <li>・担当保健師・栄養士から勧奨を行う。</li> </ul>	平成30年度	目標	実施回数(回)	84	参加人員(人)	2,220																					
平成30年度	目標																															
実施回数(回)	84																															
参加人員(人)	2,220																															

芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念： いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや  
 基本目標 1 いつでも健康

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画									
(1) 健康の保持・増進	④ 訪問指導	特定健診の未受診者や健康診査や健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い人を把握して訪問し、受診勧奨や生活習慣病予防、疾病の重症化予防のための指導を行います。	・特定健診の未受診者へ受診勧奨を行います。 ・特定健診結果の生活習慣病の発症リスクが高い人に対し、訪問指導を実施します。	健診未受診者、健診結果の説明や指導が必要な人、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等	(健康づくり係・高齢者支援係) 健康・こども課・福祉課	訪問指導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数(件)</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>訪問指導者(件)</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>閉じこもり予防(件)</td> <td>※介護予防把握事業へ統合</td> </tr> </tbody> </table>	H30年度	目標	総数(件)	1,950	訪問指導者(件)	1,950	閉じこもり予防(件)	※介護予防把握事業へ統合			
	H30年度	目標															
総数(件)	1,950																
訪問指導者(件)	1,950																
閉じこもり予防(件)	※介護予防把握事業へ統合																
⑤ 高齢者の予防接種	高齢者の感染予防、発病予防、重症化予防などを目的にインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種の周知や啓発、予防接種の助成を行います。	・インフルエンザと肺炎球菌の予防接種の重要性について、周知及び啓発を行います。	●高齢者インフルエンザ予防接種 65歳以上の人または60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器に障がいのある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で医師が接種を必要と認めた人  ●高齢者肺炎球菌予防接種 その年度中に次の年齢に達する人(65・70・75・80・85・90・95・100歳)または60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で医師が接種を必要と認めた人	健康・こども課(健康づくり係)	高齢者インフルエンザ予防接種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種者(人)</td> <td>2,450</td> </tr> </tbody> </table> 高齢者肺炎球菌予防接種 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種者(人)</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table> ・予防接種が始まる4月と10月に合わせ、広報・ホームページで周知を図る。 ・高齢者肺炎球菌については、開始時期に合わせ対象者への個別通知を行う。また、医療機関に予防接種啓発に関するポスターを掲示するよう依頼する。	H30年度	目標	接種者(人)	2,450	H30年度	目標	接種者(人)	530				
H30年度	目標																
接種者(人)	2,450																
H30年度	目標																
接種者(人)	530																

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 1 いつでも健康

事業	内容	方向性	対象	所属課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画						
(2) 介護予防の推進	① 介護予防把握事業	65歳以上の介護認定を有しない高齢者に行う高齢者生活アンケートなどから、閉じこもりや要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、訪問などを行うことで介護予防や必要な支援を行なっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員や住民から提供される情報をもとに訪問することで、高齢者の状況を把握し、必要な支援を行ないます。</li> <li>・高齢者生活アンケートの結果をもとに、閉じこもり・うつ・認知症などの項目に該当した要介護状態になるおそれのある高齢者を訪問することで、介護予防の動員を行います。</li> <li>・高齢者生活アンケートの未提出者についても訪問し、高齢者の状況を把握します。</li> </ul>	65歳以上の要介護認定を受けていない人	福祉課（高齢者支援係）	介護予防把握事業 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成 30 年度</td> <td style="padding: 2px;">目標</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">把握者数(人)</td> <td style="padding: 2px;">731</td> </tr> </table> (H27～29年の3年間の回収率は、約59%で、30年度の回収率を60%と見込んだ数) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者生活アンケートの結果をもとに、認知症をはじめとする、うつ・閉じこもり等のリスクがある高齢者を訪問することで、介護予防につながる支援を行い、高齢者の現状を把握する。(30年10月～31年4月)</li> <li>・アンケート未提出者についても訪問し、状況を把握する。(31年5月～31年9月)</li> </ul>	平成 30 年度	目標	把握者数(人)	731				
	平成 30 年度	目標												
	把握者数(人)	731												
② 介護予防普及啓発事業	高齢者が日常的な介護を必要とせず自立して暮らすためには、できるだけ早くから介護予防に取り組むことが重要です。そのため、高齢者が介護予防について関心を持ち、介護予防の基本的な知識などを学べるよう各種教室を企画・運営します。また、介護予防教室を拡大するとともに運営支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に関する知識を普及啓発するための教室や講座を実施します。</li> <li>・自治区公民館体操教室の実施地区の拡大、継続の支援や自主運営化を推進します。</li> </ul>	●おおむね65歳以上の人	福祉課（高齢者支援係）	介護予防教室 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平成 30 年度</td> <td style="padding: 2px;">目標</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">参加延人員(人)</td> <td style="padding: 2px;">2,800</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">参加実人数(人)</td> <td style="padding: 2px;">550</td> </tr> </table> <介護予防教室実施支援予定回数> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区公民館体操教室 新規(3自治区) 1コース各13回 継続(15自治区) 各9回 ※トレーナーが派遣されない日は、自治区のペースで自主的に実施</li> <li>・いきいき昼食会 8回</li> <li>・脳いきいき教室 1コース6回×2コース</li> </ul> ・自治区公民館体操教室の自主運営化を推進していくため、住民主体で行いやすいよう体操DVDやファイルの配付を行う。	平成 30 年度	目標	参加延人員(人)	2,800	参加実人数(人)	550			
平成 30 年度	目標													
参加延人員(人)	2,800													
参加実人数(人)	550													
③ 地域介護予防活動支援事業	介護予防を地域で取り組めるよう人材の育成を行うとともに、住民全体の活動が継続できるよう運営支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区公民館体操教室の自主運営化を推進するため、体操サポーターの育成を行います。</li> <li>・地域交流サロン事業の実施地区の拡大及び活動支援を行い、全地区実施を目指します。</li> </ul>	●自治区公民館体操教室で体操指導をボランティアで行える人 ●おおむね65歳以上の人	福祉課（高齢者支援係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操サポーター養成講座 初級コース :1コース8回×1コース 修了生向けコース:1コース5回×1コース</li> <li>・体操サポーター養成講座を開催し、各自治区で自主的な運営になるよう支援する。</li> <li>・地域交流サロン事業は、新たに3自治区で開始予定であり、サロン交流会やサロン事業立ち上げ支援研修を実施する。</li> </ul>									

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 1 いつでも健康

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(2) 介護予防の推進	④ 一般介護予防事業評価事業	介護予防事業が効果的・効率的に実施されているかなどの評価を行い、事業を改善していきます。	・介護予防教室においてアンケートを実施し、各事業の内容評価・見直しを行います。 ・教室終了後に、参加者がどのように介護予防に取り組んでいるのかを把握し、介護予防教室を改善します。	一般介護予防事業参加者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の事業見直し方針(脳トレ教室の回数や開催場所の見直し、体操教室の今後の支援方法)をもとに、事業を実施する。</li> <li>現状や課題の把握を行うため、各介護予防教室実施後にアンケート等を実施する。</li> <li>アンケート結果をもとに、事業の点検を行っていく。</li> </ul>			
	⑤ 地域リハビリテーション活動	介護予防の取り組みを強化するためにリハビリテーション専門職などと連携を図り、通所、訪問、地域ケア会議などの事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション専門職などを活用し、介護予防の取り組みを強化します。</li> <li>地域交流サロン事業実施地区を対象に管理栄養士・歯科衛生士などを派遣し、出前介護予防教室の内容の充実を図ります。</li> <li>地域ケア会議などへ、リハビリテーション専門職などの参加を進めます。</li> </ul>	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県介護予防市町村支援事業を利用し、自治区公民館体操教室(継続)(14地区)やサロン事業(2地区)へリハビリ専門職の派遣を行う。</li> <li>地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の参加を検討する。</li> </ul>			
	⑥ 短期集中予防サービス	総合事業などの対象者に対し、運動器や口腔機能の向上、栄養や日常生活動作などの改善を図り在宅で自立した生活が継続できるよう保健・医療の専門職による3~6ヶ月の短期間で集中的に行われるサービスを提供します。	・支援が必要な対象者を把握し、サービスを提供していきます。	要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)対象者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問、窓口での相談時に、支援が必要な対象者を把握し、生活機能の維持・改善・自立に向けた支援を行う。</li> <li>2事業所×各3人を見込んでいる。</li> </ul>			

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(1) 在宅生活サービスの推進	① 住民による地域支えあいの推進	<p>高齢者の見守りや介護保険制度で対応できない生活支援のため、互助による地域の支えあいを推進していきます。</p> <p>また、住民同士の支えあいを進めるため、社会福祉協議会と連携し住民全体の生活支援の構築及び実施主体への支援を行います。</p>	<p>・講演会・座談会・広報紙・出前講座などにより、互助による支えあいの啓発を行います。</p> <p>・社会福祉協議会と連携し、住民主体による生活支援団体の組織化について支援します。</p> <p>・地域課題の検討や生活支援コーディネーターの活用により、生活支援サービスの充実を図ります。</p>	高齢者一般	福祉課(高齢者支援係)	<p>・住民同士による助けあいの重要性をテーマに社会福祉協議会、あしや助けあい支えあいの会と共催で6月に住民福祉講演会を開催する。</p> <p>・広報あしやに毎月、住民による地域福祉活動に関する記事を掲載する。</p> <p>・30年3月に発足した「あしや助けあい支えあいの会」の運営や担い手養成などの支援を社会福祉協議会とともに進める。(9月からサービス提供予定)</p> <p>・芦屋町社会福祉協議会に配置している、生活支援コーディネーターを中心に地域の課題とともに社会資源を把握し、あしや支えあい・助けあいの会など在宅福祉ボランティアの活動支援、サービス開発を行う。</p>			
	② 高齢者配食サービス事業	<p>調理や買い物が困難な在宅の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、自立した生活が送られるよう食の確保や安否確認のため弁当を配達します。事業は社会福祉協議会へ委託します。</p>	<p>・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。</p> <p>・配食サービスの担い手であるボランティアの育成やサービスの充実を図ります。</p>	65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障がい者世帯で、調理が困難、または健康管理上、配食が必要な人。	福祉課(高齢者支援係)	<p>・サービスガイド、ケアマネ、事業者等連絡会、民生委員に継続して周知を行う。</p> <p>・配食サービスの担い手である「八朔の会」と社協を含めた協議の場を設け意見交換を行い、ボランティアの育成を図る。</p> <p>・サービスの充実をめざすため利用者アンケートを実施し、現状分析を行う。</p>			
	③ 介護用品給付サービス	<p>在宅の高齢者等でおむつを必要としている要介護認定者に対し、在宅介護を支援する紙おむつなどを給付することにより、高齢者等の生活の質の向上と経済的な負担の軽減を図ります。</p>	<p>・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。</p>	おおむね65歳以上の要介護認定者もしくは要支援者であって、在宅で紙おむつを必要とする人。	福祉課(高齢者支援係)	<p>介護用品給付サービス</p> <p>・サービスガイド、ケアマネ、事業者等連絡会、民生委員に継続して周知を行い、必要な人に必要なサービスを提供する。</p>			

## 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

	事業	内容	方向性	対象	所管課 (係)	H30年度計画	事業 評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(1) 在宅生活サービスの推進	④ 在宅高齢者等軽度生活援助サービス事業	家族の支援が得られない在宅の一人暮らしの高齢者等が、自立した日常生活を送られるようにするため、家周りの手入れ、家屋内の軽微な修繕や整理整頓など家庭内の軽易な作業の援助を行います。事業は社会福祉協議会に委託しています。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	日常生活の援助が必要なおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる市町村民税非課税世帯の高齢者で、家族等の支援が得られない人。	福祉課 (高齢者支援係)	・申請申込の多くはケアマネを通じてあるため、ケアマネ、サービスガイド、事業者等連絡会による周知を継続する。			
	⑤ 在宅高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の高齢者等に対し、寝具の衛生管理のため洗濯、乾燥、消毒のサービスを行うことにより、清潔で快適な生活の確保と介護者の負担の軽減を図ります。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	要介護2以上と認定された、おおむね65歳以上の高齢者及び身体障がい者で、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な人。	福祉課 (高齢者支援係)	・広報紙や町のホームページで、事業の広報を行うとともに、居宅介護支援事業所等に事業を周知することで、利用者の増加を図る。また、前年度春期(年1回)だけであった募集次期を、春・秋の年2回とすることで、より利用しやすい環境を整える。			

芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念 : いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(1) 在宅生活サービスの推進	⑥ 緊急通報システム事業	虚弱な一人暮らしの高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、在宅の一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	緊急時における連絡手段の確保が困難な人であって、おおむね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、またはこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯。	福祉課(高齢者支援係)	・H29年度実設置台数:40人 ・必要な人に必要なサービスが行きわたるよう、広報紙や町ホームページによる一般住民への広報だけでなく、民生委員等の関係者・関係団体に対する事業案内を積極的に行う。		
	⑦ 救急医療情報キット給付事業	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び一人暮らしの身体障がい者またはこれに準ずる人に対し、緊急時等、もしもの時に備えるために「緊急連絡先」や「かかりつけの病院」などの医療情報を記載したカードと専用容器(キット)を配付します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。 ・医療情報に変更があった場合は、キットの内容を書き換えるよう周知します。	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、一人暮らし身体障がい者またはこれに準ずる人。	福祉課(高齢者支援係)	・H29年度延配布人数:924人 ・必要な人に必要なサービスが行きわたるよう、サービスガイド、ケアマネ、民生委員、事業者等連絡会、広報を通して継続して周知を行う。		
	⑧ 住宅改造助成事業	在宅の要介護高齢者や障がいのある者の世帯に対し、家庭での自立を促進し、介護者の身体的、精神的な負担を軽減することを目的として、高齢者等に配慮した住宅改造にかかる費用の一部を助成します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	町民税非課税の世帯で、介護保険の要介護認定において要支援以上の認定を受けた人及び身体障害者手帳1・2級所持者等の人。	福祉課(高齢者支援係)	住宅改造助成事業 ・必要な人に必要なサービスが行きわたるよう、ケアマネ、サービスガイドで周知を継続する。		

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(2) 介護保険等サービスの充実	① 居宅サービスの充実	要介護認定者及び総合事業対象者が、心身の状態に合わせたその人らしい自立した在宅生活を送るために、訪問介護や通所介護、短期入所、訪問介護、訪問リハビリなどの介護保険サービスと在宅医療を連携して提供します。	介護保険対象者及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)対象者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県介護保険広域連合と連携し、介護保険サービス及び総合事業によるサービスを提供する。</li> <li>介護サービス事業者等連絡会などを通じて、介護保険の最新情報や町の福祉サービスなどの情報を提供し、町内のサービス事業者の質の向上を図る。</li> <li>福岡県介護保険広域連合が示す整備方針に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備事業者の公募を行い、平成30年度中にサービスが提供開始されるよう進める。</li> </ul>			
	② 施設サービスの充実(地域密着型サービス含む)	自宅での介護が難しい人に対し、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理などのサービスを提供します。 また、要介護認定者数などの現状と今後のサービス見込み量について把握していきます。	介護保険サービス(施設サービス)を提供します。 また、次期計画策定へ向けて、要介護認定者やサービス見込み量を把握していきます。	介護保険対象者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県介護保険広域連合と連携し、介護保険サービスを提供する。</li> <li>2020年度の次期計画策定に向けて、要介護認定者数や施設サービスの実績を把握する。</li> </ul>		



# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画						
(3) 認知症高齢者等の支援	① 認知症の理解への普及・啓発	認知症の高齢者が地域で暮らしていくには、周囲の理解や支援が必要です。そのため、認知症に関する正しい知識と理解の普及と啓発を進めます。		一般	福祉課 (高齢者支援係)	認知症サポーター養成 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 50%;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H30年度</td> <td style="text-align: center;">サポーター養成者数(人)</td> <td style="text-align: center;">110</td> </tr> </tbody> </table>			目標	H30年度	サポーター養成者数(人)	110			
			目標												
	H30年度	サポーター養成者数(人)	110												
② 認知症の予防	認知症の予防として認知機能の低下を防ぐためには、日常生活における運動、口腔機能の向上、栄養障害、社会交流、趣味活動などを活発に行う必要があります。そのため、広報あしやや出前講座などで認知症予防の啓発や教室等を開催します。		おおむね65歳以上の人	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットを利用した脳トレーニングである脳いきいき教室(1コース6回×2回)を実施する。</li> <li>・いきいき昼食会(6ヶ所)とサロン事業(4地区)で、音楽療法を使った認知症予防の講座を実施し、認知症予防に取り組む。</li> </ul>										
③ 認知症の早期支援	認知症の人や認知症の疑われる人を、早期に支援へつなぐことが重要です。そのため、認知症地域支援推進員による支援、認知症初期集中支援チームによる対応を、認知症やその家族などに対し包括的・集中的に行います。		認知症高齢者等とその家族	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3人の認知症地域支援推進員を配置し、相談支援の充実を図る。</li> <li>・必要に応じて、認知症初期集中支援チームに委託し、自立生活の支援を行う。</li> </ul>										

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 2 いつでも地域で

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(3) 認知症高齢者等の支援	④ 認知症相談体制の充実	<p>認知症地域支援推進員を中心に、認知症についての様々な相談を受け付け、認知症高齢者やその家族の支援を行います。</p> <p>また、65歳未満の働き盛りの世代に起こる「若年性認知症」については、福岡県が設置する専門的な相談機関である若年性認知症サポートセンターを周知し、福岡県の支援へつなげていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症地域支援推進員による相談支援を進めていきます。</li> <li>若年性認知症支援コーディネーターが配置されている若年性認知症サポートセンターを周知し、相談者を支援へつなげていきます。</li> <li>認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、流れが分かるように示した認知症ケアパスを作成し、認知症の人が適切な医療・介護が受けられるよう支援します。</li> </ul>	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)			
	⑤ 認知症見守りネットワークの充実	<p>認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明になった場合、折尾警察署を中心とした「遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」や、福岡県の情報配信メール「防災メールまもるくん」を活用して、高齢者等の早期発見・早期保護を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークと防災メールまもるくんの普及と登録を促進します。</li> <li>認知症高齢者が保護された時に、早期に身元が判明できるように徘徊高齢者身元確認用ツールの作成を検討します。</li> <li>徘徊高齢者を民生委員や老人クラブ、介護サービス事業所など、地域で見守るネットワークの構築について検討します。</li> </ul>	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	<p>【現登録者数】 H30.6.15時点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワーク:22人</li> <li>防災メールまもるくん:6人</li> </ul> <p>・遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークと防災メールまもるくんの普及をサービスガイド、広報、ケアマネ、事業所連絡会等で継続して周知を行う。</p> <p>・近隣の市町村や先進地での取り組みを情報収集し、徘徊高齢者身元確認用ツールの作成を検討する。</p> <p>・「見守りネットふくおか」による事業所への見守り協力依頼を継続して行う。</p>		
	⑥ 認知症高齢者等とその家族の支援	<p>認知症などの高齢者を介護している家族が精神的・身体的負担を軽減できるよう相談支援、介護教室の開催、介護に関する必要な情報提供などの支援を行います。</p> <p>また、認知症を抱える家族の通いの場を支援し、総合的な認知症高齢者等の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室などの情報提供を行います。</li> <li>認知症家族介護教室を実施し認知症を抱える家族を支援します。</li> <li>認知症家族の会に対し、交流の場の提供などを支援します。</li> <li>家族からの介護に関する困りごとへの相談・対応を行います。</li> </ul>	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者の精神的身体的負担の軽減のため、認知症家族介護教室を開催(年4回)し、座談会を中心とした情報交換と知識の習得の場を提供する。</li> <li>認知症家族の会の活動に対する支援を行う。</li> <li>来所や訪問での家族の困りごとや相談に対応する。</li> </ul>		

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

基本目標 3 いつでも安心

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(1) 高齢者の住まいと安心して暮らせる環境整備	① 公共施設などのバリアフリー対策	公共施設や道路について、高齢者や障がい者の人が安心して暮らせるよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づいて、手すりの設置や段差の解消などバリアフリー対策を進めます。	・施設整備や道路改修工事に併せ、バリアフリー対策を進めていきます。 ・町営住宅(緑ヶ丘団地)へエレベーター設置を進めていきます。	一般	全庁	・緑ヶ丘団地(9,10,11,12棟)中央手すり取付工事 ・緑ヶ丘団地(3棟)エレベーター設置(実施設計)			
	② 高齢者の交通対策	2017(平成29)年度に策定した「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき、高齢者の交通対策に関する事業を行います。	・高齢者や障がいのある人の交通手段の一つである、芦屋町巡回バスの今後のあり方について検討します。 ・高齢者の利用が多いバス停には、ベンチの設置を計画します。 ・事業者と連携し、高齢者・障がいがある人に対するバス運賃の割引制度内容を検討します。 ・運転免許返納者への公共交通におけるサービス内容を検討します。 ・勾配地域の高齢者や歩行困難者に対して、タクシーを利用しやすい環境にするための制度内容を検討します。	60歳以上の人や障がい者及びその介添者	環境住宅課(地域振興・交通係)	・芦屋町巡回バスの今後のあり方を検討し、関係機関と合意形成に向けて協議する。 ・バス停環境の整備として、利用者が多く警察や道路管理者の許可可能なバス停には、上屋やベンチは設置できたので、利用状況を見ながら設置可能な場所があれば設置していく。 ・高齢者・障がいのある人への割引制度等の導入については、今後も継続的に検討する。			
	③ 災害時における支援体制の充実	避難行動要支援者名簿の登録を進め、地域や民生委員で情報を共有し災害に備えるとともに、地域での平常時からの見守りや関係づくりに活用します。 また、災害時などの要支援者への支援体制を構築します。	・避難行動要支援者名簿を地域へ提供することで、地域での関係づくりや個別計画作成への支援を行います。 ・災害などの要支援者への支援を充実させるため、町内の介護事業者との連携を進めていきます。	①75歳以上で一人暮らしの人、又は75歳以上の高齢者だけの世帯 ②介護保険で要介護1～5の認定を受けている人 ③身体障害者手帳保持者(ただし内部障がいは1,2級のみ) ④精神障害者手帳1,2級所持者	福祉課(高齢者支援係)	・避難行動要支援者名簿の年次更新 6月 各自治区:30地区 民生・児童委員:25人 遠賀消防署 ・避難行動要支援者名簿情報管理者・取扱者に対し個人情報保護研修会を行い、個人情報保護対策を講じる。(情報管理者・取扱者の新規の者は、町の研修会受講、継続の者は、各自治区で研修会を行う)。 ・災害時における要支援者への受入を行うため、町内の介護事業所等と支援体制の確立を行う。			

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

## 基本目標 4 いきいき生活

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画	
(1) 社会参加と生きがいづくり	① 地域活動への加入促進	地域での日常的な見守りなどにより孤立化や閉じこもりを防止し、支えあいの関係を築くためには、町民同士の交流や関係づくりが大切です。そのため自治区や老人クラブなどの活動に参加することを促進していくとともに、生きがいづくりへの支援を行います。	・自治区への加入促進を支援します。 ・老人クラブへの加入促進及び老人クラブの活動が主体的、積極的に行われるように活動支援を行います。 ・高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア活動への参加を促進します。	高齢者	(高齢者福祉係・環境振興住宅交通係)	【福祉課 高齢者支援係】 ・老人クラブと連携し、ウォーキング大会や体力測定などの新規事業の運営支援のほか、老人クラブが組織化されていない自治区に対する直轄クラブの働きかけの加入促進などを行う。 ・生きがいづくりのためのボランティア活動のひとつとして、生活支援活動への参画を促進する。 ・老人クラブに対し、活動支援を行う。また、老人クラブ連合会と行政との協議の機会を設け、加入促進等の取組みにつなげる。 【環境住宅課 地域振興・交通係】 ・窓口にて転入者に自治区加入促進活動を実施する。転入が多い3月末から4月初旬には特設ブースを設置し加入促進を支援する。			
	② 高齢者への敬老祝金 1 敬老祝金の敬老愛事業	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝い、70歳、77歳、88歳及び100歳の人にそれぞれの年齢に応じた敬老祝金を支給します。	・高齢化に伴い対象者が増加することが予想されているため、制度及び内容について検討を行いながら進めます。	年度中(4月2日から翌年4月1日)に満70歳、77歳、88歳を迎える人 年度中(4月2日から翌年4月1日)に100歳を迎えた人 ※毎年9月1日時点で1年以上継続して現在、芦屋町の住民基本台帳に記載されている人	福祉課(高齢者支援係)	・条例等に基づき、敬老祝金支給対象者への支給を行う。 【支給額】 ①70歳 :1万円分芦屋町商工会商品券 ②77歳 :2万円分芦屋町商工会商品券 ③88歳 :3万円分芦屋町商工会商品券 ④100歳 :10万円分芦屋町商工会商品券 【H30年度支給対象者予定数】(H29.9.1時点) ①70歳 :258人 ②77歳 :197人 ③88歳 :87人 ④100歳 :9人 ・制度及び内容について必要な検討を行う。			
	② 高齢者への敬老会 2 敬老会の敬老愛事業	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対し、敬老の意を表し、高齢者同士の交流を促すことを目的として町主催で敬老会を開催します。近年、参加者が減少しているため敬老会の参加促進に取り組んでいきます。	・敬老会の参加者や欠席者のニーズを把握して検討します。	年度中(4月2日から翌年4月1日)に満70歳以上となる人で、その年の9月1日現在、芦屋町に居住している人	福祉課(高齢者支援係)	・高齢者が楽しめるイベントとなるよう、関係団体と協力しながら敬老会を開催する。また、来場者や非来場者に対するアンケートを実施し、結果を反映させることにより、来年度以降のイベントの更なる魅力向上に取り組む。 ・敬老会の中で、老人クラブの加入促進(活動紹介)を行うことにより、高齢者同士の交流が活発になるよう支援する。			

## 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

### 基本目標 4 いきいき生活

	事業	内容	方向性	対象	所管課 (係)	H30年度計画	事業 評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
(1) 社会参加と生きがいづくり	③ 高齢者への就労の推進	<p>少子高齢化によって高齢者の豊富な経験や能力、技術を活用できる場として、地域の日常生活に密着した仕事を提供する高齢者能力活用事業を社会福祉協議会へ委託して実施します。</p> <p>また、就労に関する情報を提供していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者能力活用事業の周知を進め、登録者が増えるよう取り組みます。</li> <li>・少子高齢化をはじめ、空き家の管理など新たな地域課題を解決するため、就業内容などの検討を行います。</li> <li>・高齢者の就職や社会参加を支援する福岡県70歳現役応援センターの情報を提供します。</li> </ul>	高齢者	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者がその能力を発揮し、地域社会に貢献することができるよう、収入の確保のほか誇りが保たれるよう高齢者能力活用事業の更なる周知と活用を図る。</li> <li>また、県や関係団体等が実施する高齢者への就労の情報については、広報紙やホームページ等で住民への周知を図る。</li> </ul>			
	④ 高齢者の憩いの場の整備	<p>老人憩の家は、高齢者の教養の向上及びレクリエーションなどの場の提供と心身の健康の増進を目的として町内3ヶ所に設置されています。老人憩の家は、老朽化が著しく高齢者福祉の推進及び交流の場として整備を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人憩の家は、「芦屋町公共施設等総合管理計画」や住民の皆さんのニーズを踏まえたうえで、今後のあり方について検討します。</li> </ul>	60歳以上	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「芦屋町公共施設等総合管理計画」や財政負担、住民のニーズなどを踏まえ、今後の施設のあり方について検討する。</li> </ul>			

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

## 基本目標 5 地域包括支援センターの強化

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
① 総合相談・支援	高齢者からの相談を幅広く受け付け、心身の状況や生活の実態、必要な支援などを把握し、適切な介護・医療・福祉サービスや必要な機関または制度の利用へつないでいき、自立した生活が行えるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者などの総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。</li> <li>・高齢者に関する福祉や介護・医療など各種相談を受け付け、状況に応じた適切な機関やサービスへつなぎ、在宅での生活が継続できるよう支援します。</li> <li>・高齢者の困りごとやニーズを把握するため地域包括支援センター職員が、地域交流サロン事業や各種教室へ出向き、高齢者のニーズや困りごとを把握します。</li> </ul>	高齢者及び家族等	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任ケアマネージャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図る。</li> <li>・幅広く相談を受け付け、関係機関と連携し、適切な相談窓口やサービスにつなげるよう支援を行う。また、支援が必要な人には、直接出向いてフォローを行う。</li> <li>・高齢者や障がい者に関する課題解決のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談事業において定期的に弁護士にアドバイスを求める等、職員の資質向上を図る。</li> </ul>			
② 権利擁護	地域の住民・民生委員・介護支援専門員などの支援だけでは問題が解決できない困難な状況にある高齢者に対し、尊厳のある生活を維持し安心した生活が行えるよう必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいた支援を行います。</li> <li>・成年後見制度の周知・啓発を行い、利用を促進します。</li> <li>・成年後見制度利用促進法に基づいた取り組みを推進します。</li> <li>・消費者被害などの防止のため、啓発を進めます。</li> </ul>	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の普及周知のためにチラシを配布するとともに、地域包括支援センターが相談支援及び関係機関へつなぐ。</li> <li>・成年後見制度利用促進基本計画の策定(2022年度)に向けて、遠賀郡内各町と法で求められている中核機関の設置について、協議を行う。</li> <li>・消費生活相談担当課である環境住宅課とともに、「詐欺」「偽電話」などの消費者被害の啓発及び相談を行う。</li> </ul>			
③ 高齢者虐待の防止	高齢者の尊厳を脅かす虐待を防止することは、極めて重要です。そのため、虐待防止の啓発、虐待の早期発見、早期対応を進めていきます。また、養護者支援も行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。</li> <li>・虐待の早期発見、早期対応のため、民生委員や介護サービス事業所など関係機関と連携を図ります。</li> </ul>	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の早期発見に繋がるよう、虐待に関しての周知を広報紙等で行う。また、地域交流サロンなどを訪問し、積極的に情報収集を行い、問題を抱えているにも関わらず相談する人がいない人に対し、訪問などを通じてアプローチを行っていく。職員の資質向上のため、積極的に研修を受講し、資質向上に努める。</li> </ul>			

# 芦屋町高齢者福祉計画【H30】計画シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

## 基本目標 5 地域包括支援センターの強化

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	H30年度計画	事業評価	H30年度 評価の理由・課題	H31年度 計画
④ 包括的・継続的ケアマネジメント	<p>多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で暮らし続けるためには、包括的及び継続的に支援をしていくことが必要です。そのため、包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう、主任介護支援専門員を中心に他職種との日頃からの連携、介護支援専門員への個別指導や相談支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の自立を目的とした適切なケアプランが提供できるよう、介護支援専門員の資質向上を進めます。</li> <li>介護支援専門員の相談支援を行います。</li> <li>介護サービス事業者連絡会への支援を行います。</li> </ul>	介護支援専門員	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員のスキルアップと自立支援を目的とするケアプラン作成のため、介護支援専門員への相談支援を行うとともに、県等が開催する研修会を案内する。</li> <li>介護サービス等を提供する事業者が連携体制を確立し、介護サービスに関する情報交換やサービスの質の確保を図り、介護保険制度の円滑な実施に寄与することを目的とした芦屋町介護サービス事業者等連絡会の開催を事務局として支援する。</li> </ul>			
⑤ 地域ケア会議	<p>高齢者の地域での生活を支えるため、関係機関の情報共有、相互連携を図る場として地域ケア会議を充実します。 また、困難事例の解消や高齢者の自立支援に向けたスキルアップなど、介護従事者の資質向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の意思が尊重され、自立支援に向けた地域ケア会議を推進します。</li> <li>個別ケース会議や事例検討会を実施します。</li> </ul>	<p>処遇困難ケース等の関係者</p> <p>介護サービス事業者</p>	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討会を1回、個別ケース会議を2回、研修会を1回開催し、多職種の専門的視点を交え、自立支援に向けた課題解決を図るとともに地域の共通課題を把握していく。</li> </ul>			
⑥ 在宅医療・介護連携	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会へ参画し、在宅医療・介護の連携を進めます。</li> </ul>	<p>在宅医療関係者</p> <p>介護サービス関係者</p> <p>地域包括支援センター</p>	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、国が示す(ア)～(ク)※の事業について関係機関と協議し実施する。</li> </ul> <p>※在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)地域の医療・介護の資源の把握</li> <li>(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</li> <li>(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</li> <li>(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援</li> <li>(オ)在宅医療・介護関係者に関する相談支援</li> <li>(カ)医療・介護関係者の研修</li> <li>(キ)地域住民への普及啓発</li> <li>(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携</li> </ul>			